

京都市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 61 号

京都市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

京都市個人情報保護条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

2. 条例第15条第2項に規定する法定代理人であることを証明するために必要な書類で市長が定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

(1) 法定代理人が個人である場合 次に掲げる書類

ア 当該法定代理人に係る前項第1号から第5号までに掲げる書類のいずれか又は当該法定代理人の氏名及び住所が記載されている書類で総合企画局長が定めるもの

イ 本人の戸籍の謄本若しくは抄本又は後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書その他総合企画局長が定める書類

(2) 法定代理人が法人である場合 次に掲げる書類

ア 当該法定代理人の代表者の資格を証する書類

イ 当該法定代理人の代表者若しくはその委任を受けた者であって、実施機関に請求書若しくは申出書を提出し、若しくは実施機関から個人情報の開示を受けるもの(以下「代表者等」という。)に係る前項第1号から第5号までに掲げる書類のいずれか又は代表者等の氏名及び住所が記載されている書類で総合企画局長が定めるもの

ウ 当該法定代理人の代表者から委任を受けた者が実施機関に請求書若しくは申出書を提出し、又は実施機関から個人情報の開示を受ける場合にあっては、当該代表者から委任を受けたことを証する書類

エ 前号イの書類

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(総合企画局情報化推進室)